

# 居宅介護支援 重要事項説明書

<令和 年 月 日現在>

## 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人芳松会 田辺病院
代表者名	小川 純達
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京田辺市飯岡南原 55 番地 (電話) 0774-62-0817 (FAX) 0774-62-7214

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人芳松会 田辺病院居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京田辺市飯岡南原 55 番地 (電話) 0774-62-0817 (FAX) 0774-62-7214
事業所番号	2 6 1 3 2 0 0 0 8 4
管理者の氏名	富保 政成

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容等
		常勤 (人)		非常勤 (人)			
		専従	非専従	専従	非専従		
管理者・主任介護 支援専門員	1		1			1	管理者 主任介護支援専門員
介護支援専門員	1	1				1	介護支援専門員
事務職員等	1		1				給付・請求

### (3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京田辺市、井手町、木津川市、城陽市、精華町、和束町
------------	---------------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平 日	土 曜 日 (第4・第5)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	午前 8 時 30 分～午後 0 時

※営業しない日：第 1.2.3 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）

※緊急時などにおいては、営業時間外でも各担当が持つ携帯電話に連絡することは可能です。

3 サービスの内容

- 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等
  - \* 課題分析（アセスメント）の実施
  - \* サービス担当者会議の開催
  - \* ケアプランの実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施
- 居宅サービス事業者、医療機関等との連絡・調整
- 要介護等認定の申請に係る援助・代行申請
- 給付管理業務
- 介護保険施設等への紹介
- 相談援助

4 費 用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、利用者様は 1 か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

- 居宅介護支援（地域区分 1 単位：10.42 円）

区 分		サービス単位	備 考
居宅介護支援費（I） (i)	要介護 1・2	1 0 8 6 単位	1 人あたり件数 45 件未満の場合
	要介護 3・4・5	1 4 1 1 単位	
居宅介護支援費（I） (ii)	要介護 1・2	5 4 4 単位	1 人あたり件数 45 件以上の場合で 60 件未満の部分
	要介護 3・4・5	7 0 4 単位	
居宅介護支援費（I） (iii)	要介護 1・2	3 2 6 単位	1 人あたり件数 60 件以上の部分
	要介護 3・4・5	4 2 2 単位	
居宅介護支援費（II） (i)	要介護 1・2	1 0 8 6 単位	1 人あたり件数 50 件未満の場合（ICT 活用または事務職員配置ありの条件にて）
	要介護 3・4・5	1 4 1 1 単位	
居宅介護支援費（II） (ii)	要介護 1・2	5 2 7 単位	1 人あたり件数 50 件以上の場合で 60 件未満の部分（ICT 活用または事務職員配置ありの条件にて）
	要介護 3・4・5	6 8 3 単位	
居宅介護支援費（II） (iii)	要介護 1・2	3 1 6 単位	1 人あたり件数 60 件以上の部分（ICT 活用または事務職員配置ありの条件にて）
	要介護 3・4・5	4 1 0 単位	

加算項目	サービス単位	内 容
初回加算	300単位	新規計画作成を行った場合

(1単位：10.42円)

運営基準減算	所定単位数に50/100を乗じた単位数を減算 2ヶ月以上継続している場合は算定しない	
特定事業所集中減算		-200単位
入院時情報連携加算Ⅰ		250単位
入院時情報連携加算Ⅱ		200単位
介護予防支援費	地域包括支援センターが行なう場合 居宅介護支援事業所が行なう場合(新設)	442単位 472単位
業務継続計画未策定事業所に対する減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	
高齢者虐待防止装置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	
退院・退所加算(Ⅰ)イ		450単位
退院・退所加算(Ⅰ)ロ		600単位
退院・退所加算(Ⅱ)イ		600単位
退院・退所加算(Ⅱ)ロ		750単位
退院・退所加算(Ⅲ)		900単位
通院時情報連携加算		50単位
特定事業所加算(Ⅰ)		519単位
特定事業所加算(Ⅱ)		421単位
特定事業所加算(Ⅲ)		323単位
特定事業所加算(A)		114単位
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定	

※ 要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、自己負担はありません。

## 5 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

医療法人芳松会田辺病院が設置する居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行なう居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他(以下(介護支援専門員等)という。)が要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行なうこと目的とする。

### (2) 運営方針

- ・事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づ

いて介護サービスが提供されるよう配慮して行う。

・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

・事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努める。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努める。

・サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講ずる。

・利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。

・保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行う。

・前7項の他「京田辺市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月28日施行条例第2号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### （3） サービス提供にあたっての留意事項

- 1 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者、家族等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼する。
- 2 ご利用者が医療系のサービス利用を希望している場合等は、ご利用者の同意を得て主治医の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付する。
- 3 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。
- 4 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。
- 5 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業所との連携に努める必要がある旨を明確にする。
- 6 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下の2点について、利用者に説明を行い、理解を得る。
  - 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
  - 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合
- 7 感染防止や他職種連携の観点から、サービス担当者会議について、テレビ電話やICTの活用を行い、利用者またはその家族が参加してする場合、利用者または家族にテレビ電話等の活用について同意を得ます。

### （4） その他

ケアマネジメントの資質向上のため、従業員研修を定期的に行っています。

## 6 サービス内容に関する苦情相談窓口

当事業所 相談窓口	窓口責任者 富保 政成 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 連絡先 電話 0774-62-0817 FAX 0774-62-7214 面接（当事業所 2 階） 苦情箱 2 階エレベーター横
京田辺市高齢介護課	受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（月～金） 電話 0774-64-1373 FAX 0774-63-5777
木津川市高齢介護課	受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（月～金） 電話 0774-75-1213 FAX 0774-72-0553
城陽市役所福祉保健部 高齢介護課	受付時間 午前 9 時～午後 5 時（月～金） 電話 0774-56-4037 FAX 0774-56-4032
井手町高齢福祉課	受付時間 午前 9 時～午後 5 時（月～金） 電話 0774-82-6165 FAX 0774-82-5055
精華町福祉課	受付時間 午前 9 時～午後 5 時（月～金） 電話 0774-95-1904 FAX 0774-95-3974
京都府国民健康保険 団体連合会	受付時間 午前 9 時～午後 5 時（月～金） 電話 075-354-9090

\* 苦情対策マニュアルによって対応します。

（苦情処理の流れ）

### <手順>

- ① 苦情受付、苦情処理記録
- ② 苦情受付後のまとめ
- ③ 事務長に報告
- ④ 苦情対策委員会召集
- ⑤ 苦情対策検討
- ⑥ 苦情申立人に対する対応の報告  
苦情申立人との話し合い  
苦情処理記録、回覧

## 7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

## 8 事故発生時における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村に連絡を行います。

## 9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び

厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

#### 10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

#### ■ 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、\_\_\_\_\_ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

当事業所はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書の説明及びサービス内容を交付しました。

説明・交付年月日： 令和 年 月 日

事業者 所在地 京田辺市飯岡南原 55 番地  
事業者（法人）名 医療法人芳松会 田辺病院  
事業所名 田辺病院居宅介護支援事業所  
事業所番号 指定番号 京都府 2 6 1 3 2 0 0 0 8 4  
代表者名 小川 純達 印

説明者 氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日： 令和 年 月 日

利用者本人 住 所  
氏 名 印

(署名・法定) 代理人 住 所  
氏 名 印